

令和8年度実施事業用

市民協働事業応募の手引き

～あなたの意欲と行動力で市民協働によるまちづくりを～

応募期間 令和7年4月23日(水)～令和7年5月30日(金)



私たちの“まち”が、誰にとっても暮らしやすく、潤いのある豊かなものであって欲しいと思うのは、すべての市民の願いです。

市民と行政が協力し合い、それぞれの持つ知恵と責任によって住みよい“まち”にするために行動することを「市民協働によるまちづくり」といいます。

市民協働事業は、真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会の実現のために、立場の異なる主体が、共通の課題解決に向けて、お互いの提案に取り組むことで、多様な価値観、地域の住民ニーズに対応できる公共サービスを生み出すとともに、さらに充実・発展させるための制度です。

綾瀬市役所 市民活動推進課

TEL 0467 (70) 5640

市民協働事業応募の手引き目次

1. 市民協働事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
2. 市民協働事業の仕組み・・・・・・・・ P2
 - 市民協働事業のイメージ・・・・ P3
3. 市民協働事業を円滑に進めるための4つの原則・・・・ P3～4
4. 市民提案型協働事業
 - 対象となる事業・・・・ P4
 - 対象とならない事業・・・・ P5
 - 提案できる団体の要件・・・・ P5
 - 事前相談・・・・ P5
 - 応募方法・・・・ P5
 - 事業決定までのスケジュール・・ P6
 - 事業の実施にあたって・・・・ P7
5. 行政提案型協働事業
 - 応募できる団体の要件・・・・ P7
 - 応募方法・・・・ P8

市民協働事業のスケジュール

市民提案型協働事業

- エントリーシート提出 5/30(金) 17:00 まで 提案者は市民活動推進課に提出します。
- 意見交換会 5/30(金)～7/11(金)まで
担当課と随時意見交換し提案書を作成します。
- 提案書の提出 7/11(金) 17:00 まで
- 審査会 7月下旬
- 最終提案書の提出 10/3(金) 担当課と協議し、最終提案書を作成・提出します。
- 採否の決定 10月 採否を決定し、結果は通知でお知らせします。
- 事業実施 R8年4月～R9年3月 ※契約・協定書を締結します。
- 事業報告書提出 事業終了後 30 日以内

行政提案型協働事業

- 受託候補者の募集 8/15(金)～9/8(月) 17:00 まで
募集事業を公表し、受託候補者を募集します。
- 応募団体との協議 10/6(月)まで 担当課と応募団体で協議をします。
- 採否の決定 10月 採否を決定し、結果は通知でお知らせします。
- 事業実施 R8年4月～R9年3月 ※契約・協定書を締結します。
- 事業報告書提出 事業終了後 30 日以内

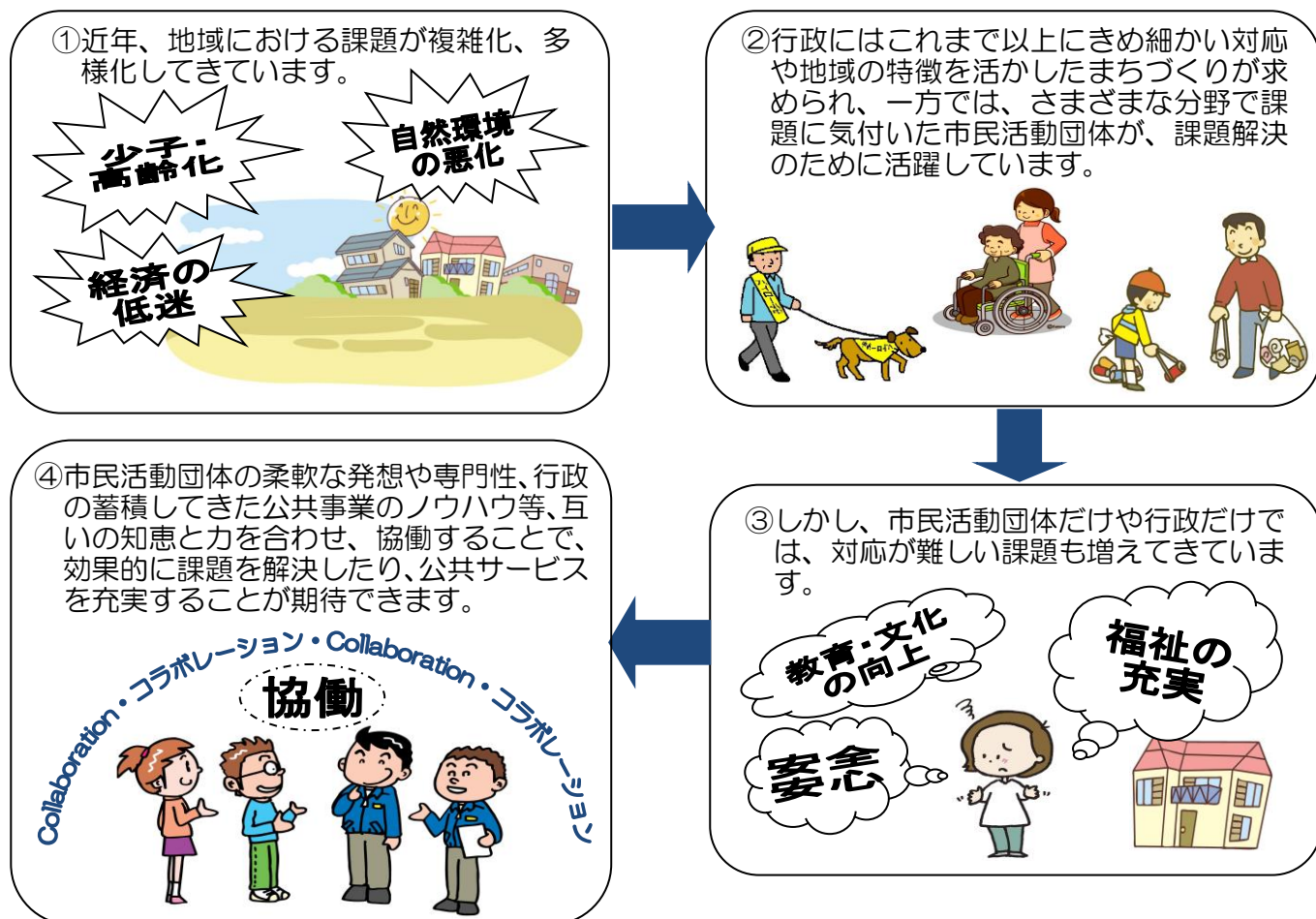
市民協働事業



1.市民協働事業とは

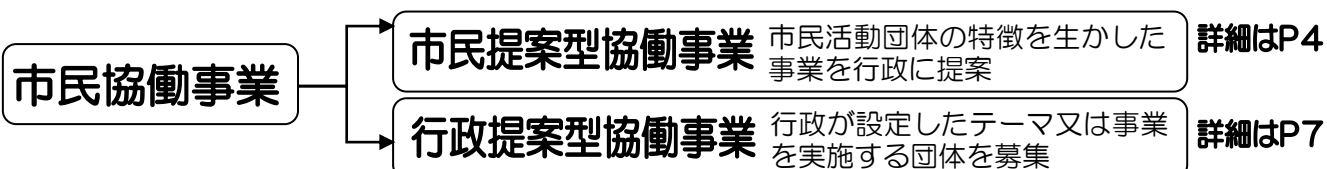
少子高齢化社会の本格的到来をはじめ、世界規模での自然環境の悪化や経済の低迷、人々の価値観や生活様式・ニーズの著しい個性化・多様化など、私たちを取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。一方、ボランティアグループや NPO 法人・自治会など、市民活動を行う民間非営利活動が活発化し、公共サービスの新たな担い手が増えることで、「自明の前提」とされてきた「公共＝行政」という考え方が変化しつつあることは、これからの社会にとって大きな期待となっています。

市民協働事業とは、地域課題の解決や市民サービスの向上など、真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会を実現するために、市民活動団体と行政が協力・補完し合って取り組むための制度であり、綾瀬きらめき市民活動推進条例（平成 16 年条例第 5 号）第 8 条第 3 号に規定された「市の事業への参入の機会」に位置づけられたものです。



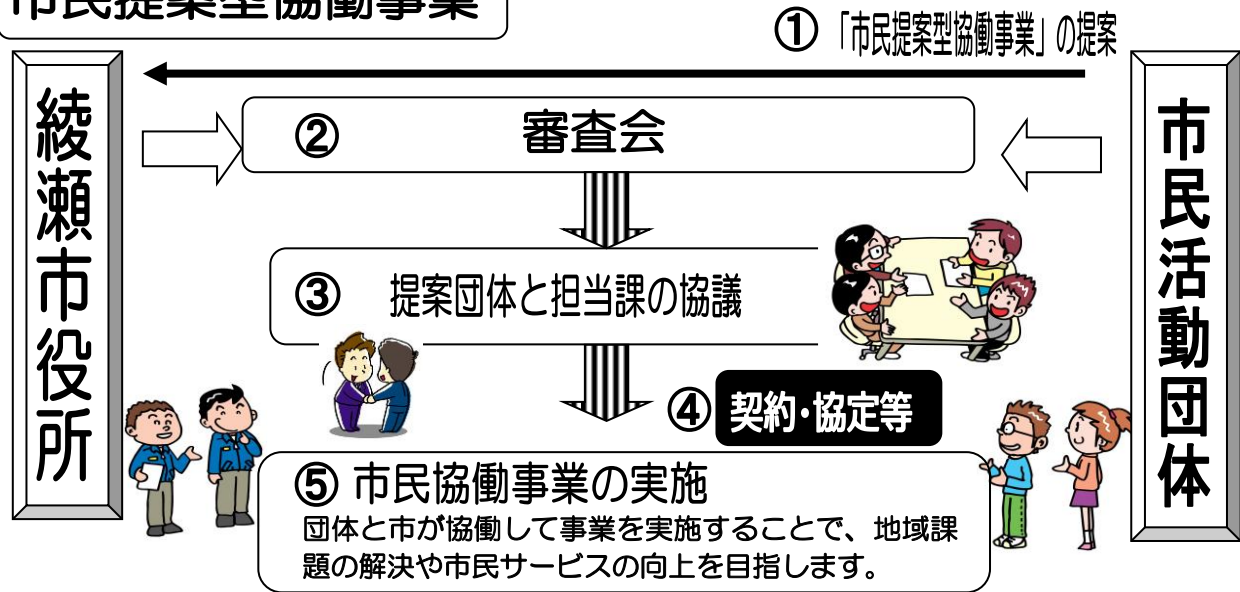
2.市民協働事業の仕組み

市民協働事業は、「市民・行政相互提案型協働事業」ともいわれるように、市民活動団体が市に対して事業提案を行う「市民提案型協働事業」と、市が市民活動団体に対して事業提案を行う「行政提案型協働事業」の 2 つの制度で構成します。

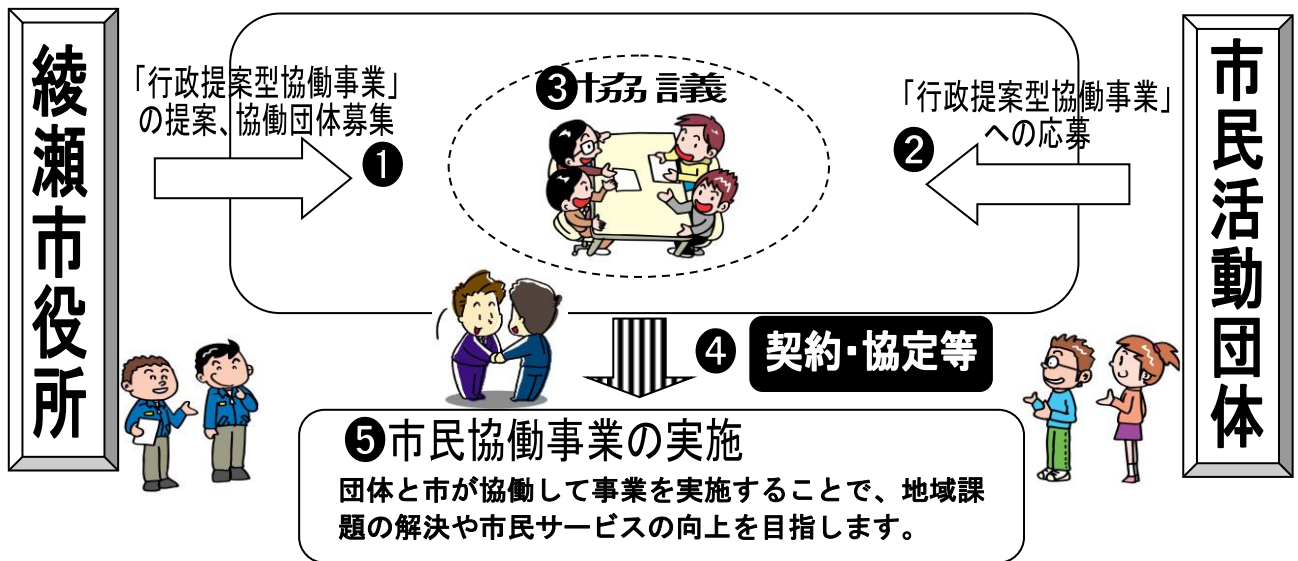


市民協働事業のイメージ

市民提案型協働事業



行政提案型協働事業



3.市民協働事業を円滑に進めるための4つの原則

市民協働事業を行う上では、次の4つの原則が重要です。

原則1 相互理解の促進と対等な関係の保持

市民活動団体と行政には、考え方や意思決定の方法、仕事の進め方などいわゆる“文化の違い”があります。協働事業に取り組む上では、お互いの“文化の違い”を理解するための努力をすることと併せて、他方に従属または依存することなく各々の自由な意思に基づき対等な関係を保持することが必要です。

原則2 課題・目的・プロセスの共有

文化の異なる主体と一緒に課題解決を目指すためには、企画立案・実施・評価の各段階において、課題・目的・プロセスを共有する必要があります。そのために公開の場での検討など、積極的に協議の場を設けることが必要です。

原則3 役割分担と責任の明確化

協働事業は市民のために行われるものであり、成果を上げるための制度です。事業を具体的に進め、協働による相乗効果を上げるためには、各主体の役割分担や責任分担を明確にし、効率的・効果的に取り組むことが必要です。役割分担や責任分担は、対等な協議による合意に基づき、協定書等として明文化し、実効性を高めることが必要です。

原則4 公平性・公正性・透明性の確保

協働事業として提案された事業の選定や、協働事業の相手方の選定を行う際には、公平な競争条件の設定や、公正な選定を行うために、事業の提案、企画、選定結果、実施状況など協働のプロセスを含めて公表するものとします。

4.市民提案型協働事業

市民活動団体と市が協働して行う事業であって、市民活動団体から市に対して提案する事業です。

対象となる事業

市民協働はさまざまな事業や方法がありますが、この制度の対象となる事業は、次の全ての項目を満たすものとします。

なお、提案する事業について、かかる費用に制限はありません。

また、事業年数は最長3年とし、3年目以降も協働事業として継続を希望する場合は、改めて提案が必要になります。

- ① 公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題の解決が図られるもの
- ② 具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果及び住民の自治力の向上が期待できるもの
- ④ 収支の見積り等が適正であるもの
- ⑤ 市民活動団体と市が信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができるもの



事業の実施例（県内の過去の協働事業の取り組み例）



- | | |
|-----------------|-----------------|
| ☆高齢者等買い物サポート | ☆落書きされない壁作り |
| ☆里地里山保全活動 | ☆移動制約者の外出介助サービス |
| ☆応急手当普及啓発活動 | ☆空き家の管理・再生・活用 |
| ☆高齢者のためのパソコン講習会 | ☆地域乗り合いバスの運行 など |

事業経費の例

※事業に直接かかる経費のみ積算してください。



項目	対象となる経費の例	項目	対象となる経費の例
人件費	構成員やアルバイトの賃金、外部の講師・指導者、協力者等へのお礼等	飲食費	会議賄い、講師弁当代等
旅費 交通費	構成員、外部の講師・指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費等	通信 運搬費	資料等送料、会場までの備品等の運搬費等
消耗品	会議資料、活動資料、パンフレット・ポスター用紙代、材料費等 1品目 3万円未満の物品	印刷 製本費	啓発用チラシや事業の募集案内、事業資料等のコピー代や印刷製本費等
備品	1品目 3万円以上の物品	使用料 及 賃借料	会場使用料、機械・器具の使用料やレンタル料、バス借上げ料等
保険料	事業にかかる構成員、事業参加者の保険料(損害賠償保険料)等		

など

対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、この制度の対象といたしません。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- ② 政治上の主義についての推進・支持、又はこれに反対することを目的とするもの
- ③ 公職にある者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とするもの
- ④ 特定の個人又は提案団体のみが利益を受けるもの
- ⑤ 交流行事等の親睦を主な目的とするもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 既存の事業で対応できるもの
- ⑧ 財政的支援を主な目的とするもの



提案できる団体の要件

提案できる団体は、次の要件を満たす団体とします。

- ① 2人以上で構成する団体であること。
- ② 運営に関する規約や会則があり、予算・決算を適正に行っていること。
- ③ 営利を目的としない団体であること。

事前相談

応募期間中に制度内容や申請方法についての相談を受け付けます。

※相談は事前予約制です。事前に市民活動推進課へ御連絡ください。

（原則は平日8時30分から17時ですが、それ以外での対応も可能です。）

応募方法

提案する内容をエントリーシートに記入して市民活動推進課に提出してください。

提出期限 5月30日(金)まで

提出先：綾瀬市役所 市民活動推進課 市民共創・多文化共生担当

電話 0467(70)5640

メール ayasesc@city.ayase.kanagawa.jp

事業決定までのスケジュール

(1) 意見交換会の開催 随時（市民活動推進課が開催日時を調整します。）

市民活動推進課が提案者と担当課を召集し、事業内容について意見交換会を開催します。

(2) 提案書の提出 提出期限 7月11日(金)まで

提案者は意見交換で得た情報を基に提案書を作成し、市民活動推進課へ提出します。

- ① 市民提案型協働事業提案書
- ② 市民提案型協働事業収支予算書
- ③ 団体概要書
- ④ 団体の定款・規約・会則等
- ⑤ 団体の前年度事業報告書
- ⑥ 団体の前年度収支決算書
- ⑦ 役員の名簿
- ⑧ その他市長が必要と認める書類（事前にご相談ください。）



①～③の様式については、市民活動のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

《アクセス方法》市ホームページ→暮らし・手続き→市民活動・コミュニティ・協働→市民活動→市民協働事業→市民協働事業

(3) 審査会

審査は、市民活動推進委員及び市職員で構成された「市民協働事業審査委員会」が次の評価項目により提案事業について審査します。

市民協働事業の評価項目

- ☆ 公益性（市民サービスの向上が図られる等、公共サービスとして適切な事業であるか）
- ☆ 実現性（企画構成・実施体制・費用・成果目標等の内容が適切であるか）
- ☆ 協働性（協働することで相乗効果が期待でき、地域課題の解決や自治能力の向上が見込めるか）
- ☆ 対等性（役割分担が適切であるか）

(4) 提案団体と担当課の協議と最終提案書の提出

審査の結果市民協働事業として取り組むことが適当と認められた事業について、提案団体と担当課で協議を行い、最終提案書を市民活動推進課に提出します。

- ※ 協議の回数に制限はありません。
- ※ 必要に応じて市民活動推進課が協議に立ち会います。



(5) 事業の決定

市は最終提案書の内容について検討し、提案事業の採否及び事業経費について「市民協働事業審査委員会」において決定します。結果については、市民活動推進課から提案団体に対し通知します。担当課は結果に基づき事業経費を次年度予算に計上し、予算査定において整理します。

- ※ 予算の成立は令和8年3月の市議会で可決された後になります。

事業の実施にあたって

(1) 事業実施のための協定・契約

採用された事業に着手する場合は、契約書や協定書等を取り交わし、役割分担を明確にします。

(2) 事業の実績報告

事業終了後（複数年にわたる事業は毎年度）30 日以内に報告書を担当課と連名で作成し、市民活動推進課へ提出していただきます。なお、事業終了後の活動の方向性について、担当課と団体の間で議論するようにお願いします。

【事業終了後に提出する書類】

- ① 市民協働事業実績報告書（第7号様式）
- ② 市民協働事業収支決算書（第8号様式）
- ③ 市民協働事業評価票（第9号様式）

※団体が評価したものと担当課が評価したものがそれぞれ必要

- ④ 事業実施状況の写真や参加者に配布した資料など実施状況がわかるもの

(3) 情報の公開

この制度のために提出していただいた書類は、名簿を除き公開する場合があります。事業報告の際に添付される写真等についても公開いたしますので、提出物は著作権や肖像権等に配慮し、あらかじめ事業参加者に許可を得るなど、事業実施者が責任をもって対処してください。

また、協働事業の実施状況については、事業実施団体も自身のホームページ等を活用し、積極的に情報を公開してください。



～情報公開を行う主な場所～

・市民活動センターあやせ ・市ホームページなど

(4) 書類の整備等

市民協働事業に係る収入及び支出を明らかにした書類（領収書等証拠書類を含む）を事業終了から5年間保管してください。



5.行政提案型協働事業

市民活動団体と市が協働して行う事業であって、市があらかじめテーマ又は内容を設定し、公募により協働先を決定する事業です。

公募する事業の内容は、8月15日から広報及び市ホームページで公表いたします。

《アクセス方法》市ホームページ→暮らし・手続き→市民活動・コミュニティ・協働→市民活動→市民協働事業

応募できる団体の要件

応募できる団体は、次の要件を満たす団体とします。

- ① 2人以上で構成する団体であること。
- ② 運営に関する規約や会則があり、予算・決算を適正に行っていること。

③ 営利を目的としない団体であること。

応募方法

団体名と代表者氏名、連絡先を市民活動推進課までご連絡下さい。

応募期限 9月8日(月) 17時まで

連絡先：綾瀬市役所 市民活動推進課 市民共創・多文化共生担当

Tel0467(70)5640

その後、事業実施に向けて、応募団体と担当課で協議を進めます。

※「実績報告」、「情報の公開」、「書類の整備」については、市民提案型協働事業と同様です。スケジュールについてはP1をご覧ください。